

# 沖縄県立宮古高等学校

## 「学校いじめ防止基本方針」策定について

策定の根拠:「いじめ防止対策推進法」H25.09.28 施行

### 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定について

#### (1)根拠法令

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### (2)方針 5 項目

- ①いじめの定義 ～いじめの認知と対応についての考え方を確認する～
- ②いじめの未然防止 ～いじめ等が起きにくい環境をつくる～
- ③いじめの早期発見 ～いじめ等の芽を発見し、早期に解決する～
- ④いじめの早期対応 ～いじめ等をこじらせない対応をする～
- ⑤いじめの再発防止 ～いじめ等の再発を防ぐ見守りを続ける～

### 2 学校におけるいじめ防止対策のための組織について

#### (1)根拠法令

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により校正されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校の既存の委員会である「人権教育委員会」は、校長(委員長)が必要と認めた職員及びスクールカウンセラー等(外部機関)を委員として加え、「いじめ防止対策委員会」(特別委員会)を兼ねる。

※いじめ等に関する重篤事案が発生し、警察等外部関係機関との連携が必要となった場合や、マスコミ対応等が必要となった場合等において臨時招集することができる。

# 沖縄県立宮古高等学校

## 学校いじめ防止基本方針

### I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

#### 1 基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義等

##### (1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

【いじめ防止対策推進法】

##### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

##### (3) いじめの認知と対応についての考え方

①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

②いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。つまり「心身の苦痛を感じているもの」が全ていじめと認知されるものとは限らないことに留意する。

- ③インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- ④いじめられた生徒の立場に立って「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- ⑤いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。
- ⑥具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。その目安等については別資料に例示する。

(4) 「いじめ」の判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ。	
○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。 例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気付いていない場合。	左記の例に関しても加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。	見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する。
○ いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

◆ 具体的ないじめの態様(例)

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑨性的いたづらをされる

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

## II いじめの防止等のための対策の内容

### I いじめの防止等のために学校が実施する施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

##### ① 構成員(柔軟に対応)【必要に応じて「外部専門家」を活用】

管理職、生徒支援担当教諭、学年主任、教育相談係、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問、学校医、その他関係の深い教員 等

##### ② 組織の役割

- ・ 未然防止の取り組み
- ・ いじめの相談・通報を受け付ける窓口(電話相談窓口の周知等を含む)
- ・ いじめの疑い、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び共有
- ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正(PDCA サイクル)
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発(校内研修の企画・実施)
- ・ 生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発(HP掲載、入学式、始業式等にて生徒・保護者への周知)
- ・ 定期的なアンケート(必要があれば緊急のアンケート)・面談・聴取等の実施
- ・ いじめの認定
- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施
- ・ 重大事態への対応

#### (2) 学校におけるいじめの未然防止等の対策

##### ① 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

- ・ 授業の充実(興味・関心を育てる授業を追求し、学力不安の解消および向上を目指す)
- ・ HR 活動の充実(朝の SHR 等における行動観察・生徒評価アンケートを活用し、生徒理解に努める)
- ・ 規範意識の醸成(「決まりを守る心」「自分を律する心」)を育み、よりよい学習環境の整備に努める)
- ・ 情報モラル教育の充実(ネットの活用モラル等の高揚を図る)
- ・ 人権意識の高揚(いじめは人権侵害であるという意識を高める)
- ・ 部活動の更なる活性化(集団行動における協調性やチームワークを学ぶ)
- ・ 教師の体罰禁止の徹底(教師も人権意識をさらに高め、生徒の範となる)

## ② 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

- ・ 宮高学習会、学校紹介、歓迎球技大会、体育祭、学園祭、地区高体連行事等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。
- ・ 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。
- ・ 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- ・ 性・エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める肝要さを学ぶ。
- ・ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、インターネット利用モラルを高める。
- ・ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

## ③ 早期発見のための取り組み（※些細な事案でも取り上げる）

- ・ 出席簿を検証する（2日以上連続で欠席している生徒の状況・事由確認）。
- ・ 定期的にアンケート調査を実施する（学期毎に実施）。
- ・ 学校いじめ対策組織が「相談窓口であること」、「いじめられた児童生徒を徹底して守り通すこと」を生徒に認識させるようにする。
- ・ 報告・通報・情報共有・記録を徹底する。

【発見者 → 生徒支援部・学年主任・学年主任 → 教頭 → 人権教育委員会】

## ④ 日常における教職員の生徒観察

- ・ 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ・ 日々の生徒観察から、生徒の変化に気付くよう心掛ける。
- ・ 変化に気付いたら、一言「声をかける」ことを心掛ける。
- ・ 気付いた変化を職員間で共有する。
- ・ 継続的な見守りを行い、必要に応じて介入し教育相談につなげることができるようになる。

## ⑤ 保護者・関係機関との連携

- ・ いじめ防止・解決に向けて、保護者や関係機関と連携する。
- ・ 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ・ PTA 総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ・ 警察や弁護士会等の関係機関には日常から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

## (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### ① いじめ事案への適切な対処の在り方

- ・ 被害者の立場に立って進める。
- ・ 迅速に詳細を確認する。
- ・ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。

## ② 被害者への対応

- ・ 被害者（知らせた者を含む）の安全を確保する。
- ・ 被害者を徹底的に守り通す。
- ・ 信頼できる人（友人、教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添う体制をつくる。

## ③ 被害生徒の保護者への対応

- ・ 窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行った後、丁寧な説明・対応を心掛ける。
- ・ 繋がりのある教職員を中心に、家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに協力・連携体制を整える。

## ④ 加害者への対応

- ・ 事情を確認する
- ・ いじめは人格を傷つける（生命・身体又は財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ カウンセリングや教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。
- ・ 事案によっては、出席停止や警察との連携を含め、毅然とした態度で対応する。

## ⑤ いじめをはやし立てる生徒への対応

- ・ 自身の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気付かせ、日常から人権意識を育む。

## ⑥ 関係機関との連携

- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談する。
- ・ 通報の上、警察と連携した対応をとる。
- ・ SNS等、インターネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課、法務局等に相談し、書き込みの削除等の支援を依頼する。
- ・ その他、状況に応じて、児童相談所や医療機関等に相談を行う。

## ⑦ 校内研修

- ・ 全職員で、学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る。
- ・ 事案の対処に関する教職員の資質能力向上を図る。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の改定の検討を行う。

# Ⅲ いじめ等への早期対応及び生徒支援体制

## 1 被害者へのケア

- (1) 教育相談担当を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- (2) 気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。

## 2 加害者の特定及び指導並びにケア

- (1) いじめ防止委員会及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聴く。

- (2) 「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で接する。
- (3) 被害者、加害者の保護者に対しては、可及的速やかに事実関係を伝えとともに、指導等については保護者・外部関係者等と連携して行い、信頼関係の構築に努める。
- (4) 加害者がいじめの原因になったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気付けるようにすることを目標として指導する。
- (5) 事案に応じて、適切に指導する。
- (6) いじめに付随して生徒指導に該当する事案があった場合は、生徒指導委員会と連携し指導に当たるものとする。

### 3 重大事態への対応

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下省略）

【いじめ防止対策推進法】

#### (1) 発生報告

- ① 県教育委員会へ報告する。

※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助を要請する。

#### (2) 重大事態の調査

- ① アンケートを実施する。

- ・ 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る。
- ・ アンケート対象は状況に合わせて決定する（クラス・学年・部活動等）。

- ② 面談実施

- ・ 教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動の生徒等を対象とする。
- ・ 生徒への面談は、毎回複数名で聞き取りを実施する。

(3) 調査結果の情報提供及び報告

- ① 被害生徒・保護者へ報告する。
- ② 教育委員会を通して首長への報告行う。

※ ①の報告後、希望がある場合は被害生徒・保護者の所見を記載した文書を添付する。

## IV いじめの再発防止対策

### 1 外部関係機関との連携

- (1) 地域の警察署等と、連絡や相談がしやすい環境づくりをすすめる。
- (2) 地域における生徒の様子が聞けるように、地域の自治会等と連携する。

### 2 事後の生活実態調査等で再発の有無を常時確認する

- (1) 被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- (2) 学年会等の情報交換において、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心掛ける。
- (3) 「いじめのない居心地の良い学校」を目指し、生活態度調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める。



## いじめの態様と対応の目安

～『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！～

段 階	態 様	学校の対応
<p><b>PHASE IV</b> (末期段階)</p> <p>段階 ・ 深刻な被害 ・ 被害者に事件化の意志有り</p>	<p>③ 身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。 ② 執拗な金銭の強要等がある。 ① 治療を要するケガを負わされる。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>警察へ「通報」</p>
<p><b>PHASE III</b> (中期・後半期)</p> <p>段階 ・ 指導が困難</p>	<p>③ 断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。 ② PHASE IやIIの段階で指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続いていた場合。 ① 明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>警察へ「相談・通報」</p>
<p><b>PHASE II</b> (中期・前半期)</p> <p>段階 ・ 被害のエスカレート ・ 手口の多様化</p>	<p>⑥ 恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。 ⑤ 「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。 ④ (軽い) ケガを負わされる。 ③ 窃盗を強要 (万引きの見張り役等も含む) される。 ② 被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。 ① 仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>校内規定に準じ、指導・支援を行う</p>
<p><b>PHASE I</b> (初期段階)</p> <p>段階 ・ 軽微ないじめ</p>	<p>⑧ 写真をネットに勝手に掲載される。 ⑦ 言葉やネット上でのからかいを受ける。 ⑤ 物をぶつけられる。 ⑥ いじられ役になる。 ④ 物を借りて返さない。 ② 軽くぶたれる。 ③ ケンカを強要される。 ① プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>校内規定に準じ、指導・支援を行う</p>

## 学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input type="checkbox"/> 不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人でいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input type="checkbox"/> 悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人に残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する <input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ <input type="checkbox"/> 反抗的が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される <input type="checkbox"/> 高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input type="checkbox"/> 目立つ服装をしってくる

## 家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、担任又は教育相談係に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号 : 0980 (72) 2118

■学校のFAX番号 : 0980 (72) 8209